

令和6年度事業計画書

社会福祉法人恵の実

I. 法人事業計画

1. 基本理念

一人ひとりの意欲を大切に、たくましく、かしこく、優しく育つことを願いながら、発達に弱さを持つ子どもも含め、0歳児から学童、大人まで共に育ち合う共同の子育てを目指します。

2. 令和6年度事業方針

法人中長期計画の2年目となり、新事業の立ち上げに向けて、計画の見直し・具体化を図り、また法人の経営基盤を強化していく。

3. 重点取り組み事項

(1) 職員の確保および人材育成計画

- ・ 仕事と生活が両立できる、誰もが働きやすい職場環境を整備し、人材定着率の向上を図る。
- ・ 人材育成方針を明文化し、中長期計画の実現に向けた人材育成計画を作成する。

(2) 防災安全管理

- ・ 緊急時（大規模災害・大規模感染症発生時）に、継続的なサービス提供体制の構築と、迅速な支援ができる災害支援体制を整備・確立する。
- ・ 災害備蓄品、災害対策用品を確保、整備する。
- ・ 日本赤十字の講師派遣制度を利用して救急法・幼児安全法に関する研修会を開催する。

(3) 施設の整備

- ・ 経年劣化による傷みが施設設備全体に出てきており、修繕が年々増加している。緊急度また予算状況に応じ、また助成金も活用しながら、計画的に対応していく。

施設名	内容
保育園	テラス・建具の修繕、足洗い場の修繕、ピアノの耐震対策、給食設備の修繕・買い替え等
ホップ棟	照明の耐震対策等
ステップ棟	テラス修繕、塗装、ピアノの耐震対策、トランポリン修繕

(4) 地域との連携

- ・ 災害時に、地域と協力し合える相互支援体制を構築するため、地元自治会や近隣施設に働きかける。

4. 評議員会、役員等の構成

評議員	理事	業務執行理事	監事
7名	2名	4名	2名

5. 評議員会・理事会開催計画

名称	開催時期	内容
評議員会	第1回(6月)	前年度事業報告、会計決算報告、その他
理事会	第1回(6月)	前年度事業報告、会計決算報告、第1次補正予算、監査報告、その他
	第2回(11月)	中期事業報告、中期会計報告、第2次補正予算、その他
	第3回(3月)	次年度事業計画、第3次補正予算、その他
執行理事会	毎月1回	意見交換、その他

6. 法人借入金償還計画(元金)

借入先	当初借入額	償還済額	当期償還額	備考
福祉医療機構	20,000,000円	17,206,000円	1,524,000円	保育園
豊川信用金庫	70,000,000円	50,830,722円	4,830,267円	保育園
豊川信用金庫	6,000,000円	2,922,019円	601,382円	ステップくん

II. 施設事業計画

恵の実保育園

- ◇ 定員：60名
- ◇ 利用登録者数：66名
- ◇ 保育時間：
 - 平日 午前7時30分～午後6時00分（時間外保育含む）
 - 土曜日 午前7時30分～午後2時00分（時間外保育含む）

1. 重点目標

- (1) 子ども、親、職員が育ち合えるような集団作りを目指す
- (2) 各職員が保育や子どもの発達を学び、年齢に応じた保育をすすめる
- (3) 世代交代に向け、クラスを越えて保育を検討できる職員集団を目指す
- (4) 三年計画で定員60名に近づけていく
- (5) 南海トラフ大地震に備え、大規模地震マニュアルを見直すと共に、避難訓練、災害備蓄品の確保、災害対策用品を確保、施設の安全性整備をする

2. 児童の状況

(1) 児童数

クラス名	年齢	保育士数	園児数
こるり組	0歳	2	3
すずめ組	1歳	2	9
ひばり組	2歳	1	7
つばめ組	3歳	1	15
とんび組	4歳	2	19
らいちょう組	5歳	1	13
合計		9	66

3. 職員の状況

(1) 職員構成

園長	1名	事務員	2名
主任保育士	1名	嘱託医	2名
正規保育士	7名	栄養士（委託）	1名
非常勤・パート保育士	9名	調理員	6名
保育補助	若干名		

(2) 会議

会議名	対象	回数
職員会議	保育園職員	毎月1回
リーダー会議	副主任、リーダーの保育士	必要に応じて
主担会議	0～5歳児クラスの主担任保育士	必要に応じて
給食部会	給食職員と0～5歳児の主担任保育士 ※ホップ・ステップ、恵の実っ子職員と合同で開催	期ごとに1回
高部会	3～5歳児クラスの保育士、 ※ホップ職員と合同で開催	毎週1回
低部会	0～2歳児クラスの保育士 ※ホップ職員と合同で開催	毎週1回
絵の検討会	延長保育に入らない保育園職員 ※必要に応じてホップ職員も参加	7月、12月、3月

(3) 研修計画

- ・職員個別の研修計画を作成し、適切な研修への参加をすすめる。
- ・日本赤十字社の救急法の講習を受ける。

4. 施設管理

- ・設備の適切な管理と計画的な修繕を実施する。
- ・子どもたちの保育活動に支障がないように畑や道具置き場などを整備する。
- ・機器、遊具の設備点検を定期的に行う
自己点検 月1回、業者点検 年1回
- ・災害時の安全対策を検討実施する（救急車を呼ぶ際の訓練等）

5. 保護者に向けて

保護者の保育への理解を目的に、以下の活動を行う

(1) クラス会 年2回（保育参加と懇談会）必要に応じ、臨時で実施する。

(2) おたよりの発行

恵の実保育園だより 毎月1回発行

各クラスだより 年3回発行

食育だより（献立表） 毎月発行

各行事のお知らせ 必要に応じて

(3) 連絡ノートの実施

(4) 行事の計画と実施

保育報告会、運動会、リズム講座、学習会、卒園卒所式
保護者の学習交流会、研修会、作業等の開催

6. 地域との連携

- (1) 市子育て支援課、子育て支援センター、児童相談所との連携（虐待防止）
- (2) 地域親子サークルへのリズム指導および育児相談の実施
- (3) リズムあそびの普及活動

7. その他

- (1) 市の政策により、給食食材費が無償となる。
- (2) 市に準じ、延長時間におけるおやつを廃止する。

恵の実保育園 一時的保育事業

◇ 職員定数： 保育士 2 名

◇ 保育時間：

平 日 午前 8 時 3 0 分～午後 4 時 0 0 分

土曜日 午前 8 時 3 0 分～午前 1 2 時 0 0 分

1. 事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児、または幼児について、保育所において、一時的に預かり、必要な保護をおこなう

豊かに伸びていく可能性を秘めている子どもたちが、豊かに健やかに生活し、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことを目標とする

2. 保育目標

- ① 十分に養護の行き届いた環境の中で、大人たちに十分愛され、安心して生活できるよう努める
- ② 健康・安全など生活に必要な基本的な習慣を養い、心身の健康の基礎を培う
- ③ 人との関わりの中で人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育み、自主・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う
- ④ 自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心や思考力の基礎を培う
- ⑤ 生活の中や豊かな文化の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や豊かな言葉を養う

児童発達支援事業所 恵の実「ホップくん」

- ◇ 定員：10名
- ◇ 利用登録者数：12名
- ◇ 開所時間：午前8時15分～午後14時30分
- ◇ サービス提供時間：午前8時30分～午後14時30分

1. 療育目標

- ① 「たべる」「ねる」「あそぶ」「はたらく」ことを通して、子どもの内なる自然を育てる。
- ② 恵の実保育園と連携した交流保育の中で、仲間と共に様々な体験をしながら、子ども同士の関わり合い、育ち合いを大切にする。
- ③ どんなに障がいが高くとも、人間の育つ道筋は同じである。一人一人の発達に合わせて、ゆっくり丁寧に積み上げていく。
- ④ 大人が安心して子育てに向かえるよう、親同士のつながりを作り「子育て」と「親育ち」を学んでいけるようサポートする。

2. 重点目標

- ① 子どもひとりひとりの「たべる」「ねる」「身体の発達」という生活の基盤について現状を把握し、ひとりひとりの課題を明確にする。保護者と生活の基盤づくりの大切さを学び合い、各家庭に合わせた工夫をしながら、保護者と共に生活の基盤をしっかり育てていく。
- ② 子どもが育つ道筋を大切にし、“子どもひとりひとりの本当の願い”を考え合い深めていく。
- ③ 保護者が「子どもが育つ」ということを学び、子育てに自信が持てるようにサポートする。

3. 児童の処遇

(1) 発達支援

一年に一度アセスメントを実施。アセスメントを基に、利用者及び保護者の意向を確認し、個別支援計画を作成する。本人支援においては、以下の5領域をすべて含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容については個別支援計画において5領域とのつながりを明確化した上で提供する。また、個別支援計画については保護者の同意を得る。6ヶ月に1回以上モニタリングを行い、個別支援計画の見直しを行う。

※以下の本人支援の項目に対する具体的な支援内容については別表参照。

1	健康・生活	・健康状態の把握と健康管理 ・生活のリズムや生活習慣の形成
---	-------	----------------------------------

		<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の基本動作を身につける ※協力医療機関 ござわ小児科
2	運動・感覚	<ul style="list-style-type: none"> ・身体を育てる（身体運動の向上と体力維持） ・姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ・感覚への働きかけ及び感覚統合
3	認知・行動	<ul style="list-style-type: none"> ・五感を十分に活用して認知機能の発達や概念形成を促す支援 ・遊びを通して認知機能を高めていく支援 ・創る（作る）活動を通して表現する喜びや認知機能の向上、達成感を得る ・知覚から行動への認知過程の発達 ・認知の偏りへの対応及び行動障害への予防、対応
4	言語・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションの基礎的能力の向上 ・言語形成及び受容言語と表出言語の支援
5	人間関係・社会性	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼関係の形成 ・遊びや活動を通して仲間と協力し合う力を育てる ・いろいろな仲間と関わり合い、いろいろな自分を発揮していく ・自己の理解と自己コントロールのための支援 ・体験活動の保障

(2) 移行支援

年長児に対して、教育委員会と連携し就学先の検討を行う。また、就学先への引継ぎを行う。他事業所や保育園、幼稚園へ移行する際には、移行先に情報提供を行い、引継ぎを行う。

(3) 安全管理

- ・非常災害時の避難訓練を実施（年10回程度）
- ・非常時に必要な備蓄品、保存食等を子どもに合わせて見直しを行う。

(4) その他

- ・利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者一人一人に合わせた意思決定支援を行うよう努める。

4. 職員の処遇

(1) 職員構成

管理者 1名

児童発達支援管理責任者 1名

保育士 8名

児童指導員 1名

事務員 1名

※管理者、保育士、児童指導員、事務員については他事業所との兼務あり

(2) 職員会議

会議名	内容	回数
ホップ職員会議	事業所の職員による会議 ・モニタリング、活動計画、子どもや保護者の情報の共有、研修報告等	毎月2回
合同会議	保育園職員との情報共有	毎週1回
ホップステップ会議	福祉事業所の代表者による会議	年2回以上
虐待防止・身体拘束適正化委員会 感染対策委員会	委員会のメンバーによる会議	年2回以上

他事業所職員との会議により、多面的に子どもを捉え、集団的に保育・療育を考えていく。

(3) 研修計画

職員個別の研修計画を作成する。それに基づいて適切な研修へ参加できるよう勧奨する。研修後は書面で報告すると共に、会議にて職員間共有を行う。

(4) 虐待防止対策

各部署より代表者（虐待防止マネージャー）が参加する虐待防止・身体拘束適正化委員会を定期的に開催する。

4月に虐待防止に関する事業所内研修を実施。

虐待防止に関する外部研修に現場職員1名参加し、研修内容の共有を図る。

5. 施設管理

(1) 設備、備品関係

遊具等の設備点検、施設内全体の安全点検を毎日行う。

子どもの身体や発達状況に応じた机や椅子、遊具、補助具等の設備を整える。

(2) ホップ棟の安全対策及び修繕

非常災害時の業務継続計画を基に、地震時の安全対策や必要品の備蓄を備える。

修繕が必要な箇所を点検し、修繕を行っていく（施設内の照明やコンセントの位置変更、扉の鍵等）。

6. 保護者に向けて

(1) 日々の様子を保護者に伝えていく

送迎の際に保護者と話をする時間をつくる。保護者の状況に合わせて、直接話をするのが難しい方には、やりとりノートを活用する。写真や映像を使い、事業所での様子を伝えていく。

(2) 母子(父子)通園の実施

集団の中での子どもの姿を見てもらうこと、職員の関わりを見て子育てのヒントを得ること、保護者が実際に保育を体験することで、子育てで大事なことを実感することを目的として行う。短時間親子通園を実施し、保護者の就労との両立を図るなど保護者の状況に合わせて実施回数や時間を決めて行う。

(3) たんぽぽカフェ（茶話会）の開催（年8～10回）

保護者が日頃感じている疑問や、子育ての不安などを出し合うこと、また子どもの捉え方や発達について学ぶ場とする。ステップくんの保護者にアドバイザーとして参加をしてもらい、縦のつながりを作っていく。

家族の情報を聞き取り、家族全体の課題を一緒に考えていく。

(4) クラス別懇談会の開催（年2回程度）

恵の実保育園の交流クラスでのクラス会に参加をする。

ホップ職員も参加をし、必要に応じてクラス会の後、クラス会で話し合われた内容について個別にフォローを行う。

保育園の保護者との横のつながりを作る。

(5) 個別面談（年2回以上）

個別支援計画を元に、モニタリングを行う。また、日常の様子を、映像等を使用して保護者に分かりやすく伝える工夫をする。

家庭での様子を聞き取り、児童をより深く理解する手掛りにするとともに、家庭での子育ての大変さを共有し、家庭での子育ての工夫を伝えていく。

必要に応じて家庭訪問を行い、家庭での生活の工夫を一緒に検討していく。

(6) 行事への参加

恵の実保育園との合同の行事に参加する。保護者の交流の場とするとともに、子育てを学ぶ場とする。

(7) お知らせ

毎月1回 やまばとだよりの発行。

事業所外活動については、毎回活動のねらいをお便りにして配布し、保護者の同意を得て行う。

保育園の発行するクラスだよりに、ホップの子どもたちの様子を載せてもらうことで、ホップくんの保護者と保育園の保護者とが情報共有できるようにする。

(8) 子どもの最善の利益の保証

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者及び保護者の意思を確認し、その意思をできる限り尊重するよう努める。

(9) 苦情受付

苦情窓口・苦情解決責任者を設置し、苦情に対し適切に対処する。

年1回のアンケート、自己評価を実施し保護者の意見を業務改善につなげる。

7. 地域社会との連携

(1) 児童発達支援事業所共有会議への参加

2ヶ月1回の会議に参加し、他の事業所と情報共有を行うとともに連携をし合い、地域の課題を共に考え合っていく。

(2) 実習生、ボランティアの受け入れ

福祉系大学との関係を築き、ボランティアや実習生の受け入れを呼びかけていく。

8. その他

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における改定内容を把握し、必要な体制整備を行うと共に、利用者や保護者へのサービスの質を向上させることで収益の維持及び向上につなげられるよう努力する。

日中一時支援事業所ホップくん

- ◇ 定員：10名
- ◇ 利用登録者数：10名
- ◇ 営業時間：午後14時30分～午後16時30分
- ◇ サービス提供時間：午後14時30分～午後16時30分

1. 事業目的

日中において監護する者がいない等の理由により、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児等について、日中の活動の場を提供し、見守り及び恵の実保育園と連携した交流保育の中での育ち合いによる療育の実施等の便宜を供与する。

2. 児童の処遇

(1) 健康管理

病歴、障がい歴、通院状況、服薬状況、予防接種の記録、健康面で注意すること等についてアセスメントを行う。

その日の児童の健康状態を確認し、症状の急変が生じた場合その他怪我等必要な場合は、保護者と連絡を取り合い必要な処置を行う。

(2) おやつ提供

保護者の希望により、保育園で調理するおやつを提供する。(実費請求)

保育園児とおやつの時間を共にし、交流の場とする。また、おやつの準備や片付けなど、個々の課題に応じて身の回りのことが自分でできる喜びを感じていく。

(3) 保育園児との交流

恵の実保育園との交流保育を行い、本人の持てる力で活動に参加をしていく。短い時間ではあるが、保育園児と生活を共にする中で、仲間への意識を育て、コミュニケーションの取り方を学んでいく。

(4) 安全管理

- ・非常災害時の避難訓練を実施(年3回程度)

3. 職員の処遇

(1) 職員構成

管理者 1名

指導員 3名

事務員 1名 ※いずれも他事業所との兼務あり

(2) 虐待防止対策

- ・毎年4月に虐待防止に関する事業所内研修を行う。
- ・虐待防止委員会、虐待防止対策責任者の設置。
- ・各部署より代表者が参加する虐待防止委員会を定期的開催する。

4. 保護者に向けて

(1) 苦情受付

苦情窓口・苦情解決責任者を設置し、苦情に対し適切に対処する。

苦情に対しては迅速に対応を行い、その結果を公表する。

相談支援事業所「恵の実」

- ◇ 営業日：月曜日～木曜日（国民の祝日、年末年始を除く）
- ◇ 営業時間：午前8時45分～午後16時00分
- ◇ サービス提供時間：午前9時00分～午後15時45分

1. 事業目的

障がい児（以下「利用者」という）及びその家族の子育てに関する不安を軽減し、また利用者が適切な療育や支援を受けることで各年齢を豊かに生活することができるよう、ニーズの整理及び情報の提供、障害児支援利用計画作成、サービスの調整等の適切な相談支援を行うことを目的とする。

2. 事業の実施内容

(1) 障害児支援利用援助

- ・障害児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、障害児支援利用計画作成及び障害児支援利用計画の作成を行う。
- ・豊川市福祉課、基幹相談支援センター、及び他の相談支援事業所と情報共有をしながら、障害児支援利用援助を必要とする新たなケースの受け入れをしていく。

(2) 継続障害児支援利用援助

- ・障害児支援利用計画が適切であるかどうかを定期的に検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行う。
- ・利用者及びその保護者、家族の状況等により、面接、居宅訪問、学校や福祉サービス事業者等との情報共有を行った上で、モニタリングを行う。
- ・利用者及びその保護者の状況に応じて、困難となっている状況に対して必要なサービスをつなげ、状況把握をし、事業所間の連携を図りながら、困難な状況が改善していくよう努める。

3. 職員の処遇

(1) 職員構成

管理者 1名

相談支援専門員 1名

事務員 1名 ※管理者、事務員については他事業所との兼務あり

(2) 職員会議

会議名	対象	回数
相談支援会議	事業所職員 ・ケース検討 ・研修会や地域のニーズ等についての共有	毎月1回
事務会議	相談支援専門員、法人内事務職員	毎月1回

	・法人内周知事項、業務改善等の検討等	
--	--------------------	--

※その他、相談支援専門員は、ホップ会議やステップ会議等に参加して、情報共有を行う。

(3) 研修計画

- ・相談支援専門員合同勉強会、事例検討研修会等、地域の相談支援専門員で行われる研修会への参加。
- ・自立支援協議会への参加。
- ・強度行動障害支援者養成研修への参加。

(4) 虐待防止対策

- ・4月に虐待防止に関する事業所内研修を実施。
- ・虐待防止に関する外部研修に参加する。
- ・虐待防止対策責任者の設置。

(5) 苦情受付

- ・苦情窓口・苦情解決責任者を設置し、苦情に対し適切に対処する。

(6) 労務管理

- ・ICTの導入等により事務作業の効率化を図る。

(7) 非常災害対策

- ・法人内で実施される避難訓練に参加する。
- ・相談支援事業所として、自然災害が発生した場合に備えて、事業継続のための方策を検討していく。

4. その他

- ・豊川市内の相談支援専門員は現在も不足している現状がある。その中でも、障害児の相談支援を行う事業所が限られており、豊川市内での当事業所の役割の重要性を感じている。今後も、担当しているケースのニーズに合わせてモニタリング期間を調整するなど工夫をしながら、受け入れが必要なケースについては、できる限り受け入れをしていけるよう検討していきたい。
- ・問題が複雑化しているケースについては、他事業所や基幹相談支援センター等と情報共有しながら、問題改善を図っていく。
- ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における改定内容を把握し、今後相談支援事業所に求められる役割を理解し、必要な体制を整備していく。
- ・相談支援専門員欠員による補充対策として、新たな相談支援専門員の採用募集を随時行う。

放課後等デイサービス 恵の実「ステップくん」

◇ 定員： 20名

◇ 利用登録者数： 22名

◇ 開所時間：

平日 午後1時30分～午後5時45分

学校休業日 午前8時30分～午後2時30分

1. 療育目標

- ① 子どもにとっても、保護者にとっても事業所が安心できる場所であり、信頼できる場所となるよう努める。
- ② 恵の実っ子クラブと連携した交流活動の中で、子ども同士の関わり合い、育ち合いを大切にし、“人が大好き”という土台を豊かに育てていく。
- ③ 仲間と共に様々な体験をしながら、主体性と人としての心の豊かさを育てる。
- ④ どんなに障がいが高くとも、人間の育つ道筋は同じである。一人一人の発達に合わせて、ゆっくり丁寧に積み上げていく。
- ⑤ 職員と保護者が共に子どもの育ちを考え合っていけるよう、保護者の想いを共有し合う機会や保護者が学ぶ機会を設け家族支援を行う。

2. 重点目標

- ① 職員が保護者の話を“聴く”ことを大事にし、まずは保護者の思い（願い）に寄り添うことを心掛ける。子どもだけでなく、保護者自身の様子、兄弟姉妹、祖父母なども含めた家族全体の課題を一緒に考え合っていく。
- ② 子どもが育つ道筋を学び、言葉として表出されない“子どもひとりひとりの本当の願い”を考え合い深めていく。障がいのある子もない子も“共に育ち合う”ことと、ひとり一人に合わせた個別支援とを組み合わせながら、一人一人が仲間の一人として誇らしく育っていけるよう支援する。
- ③ 仲間との活動の中で、その子のもっている力に合わせて自分の意見を主張すること、仲間と一緒に物事を決めていくことを通して、自分自身に手ごたえを感じ、自己肯定感の土台を育てていく。
- ④ その年齢にふさわしい様々な体験活動を楽しみ、ひとり一人に合わせて好きな世界を広げ、生活の豊かさを作る。保護者と共に、将来への展望が持てる療育を目指す。
- ⑤ 中生活活動を充実させていく。

3. 児童の処遇

(3) 発達支援

ア. 本人支援

一年に一度アセスメントを実施。アセスメントを基に、利用者及び保護者の意向を確

認し、個別支援計画を作成する。本人支援においては、以下の5領域をすべて含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容については個別支援計画において5領域とのつながりを明確化した上で提供する。また、個別支援計画については保護者の同意を得る。6ヶ月に1回以上モニタリングを行い、個別支援計画の見直しを行う。

※以下の本人支援の項目に対する具体的な支援内容については別表参照。

1	健康・生活	<ul style="list-style-type: none"> 健康状態の把握と健康管理 生活のリズムや生活習慣の形成 日常生活の基本動作を身につける <p>※協力医療機関 こだわ小児科</p>
2	運動・感覚	<ul style="list-style-type: none"> 身体を育てる（身体運動の向上と体力維持） 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 感覚への働きかけ及び感覚統合
3	認知・行動	<ul style="list-style-type: none"> 五感を十分に活用して認知機能の発達や概念形成を促す支援 遊びを通して認知機能を高めていく支援 創る（作る）活動を通して表現する喜びや認知機能の向上、達成感を得る 知覚から行動への認知過程の発達 認知の偏りへの対応及び行動障害への予防、対応
4	言語・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションの基礎的能力の向上 言語形成及び受容言語と表出言語の支援
5	人間関係・社会性	<ul style="list-style-type: none"> 信頼関係の形成 遊びや活動を通して仲間と協力し合う力を育てる いろんな仲間と関わり合い、いろんな自分を発揮していく 自己の理解と自己コントロールのための支援 体験活動の保障

イ. 同年代の仲間との交流支援

同法人内にある恵の実っ子クラブの仲間との交流活動を行う。一人一人の発達段階や情緒面での配慮をしながら、またコミュニケーション等の苦手さへの手助けをしながら、人との関りや経験を広げていく支援をする。また、“障害のある子もない子も共に育ち合う”ことを目指し、お互いを知り合い、お互いのことを考えあい、学び合える集団づくりを行う。

(2) 地域支援及び学校との連携

- 子どもの状況に応じて学校と情報連携を行い、子どもの様子を把握すると共に子どもの理解につなげ、今後の方針を学校と一緒に検討し合う。また、学校での様子を踏まえ

て、事業所での支援の方向性を検討していく。

- ・不登校の児童について、学校と連携を図りながら支援を行う。
- ・保育所等訪問支援や相談支援専門員とも情報連携を行う。
- ・子どもの状況に応じて医療機関等の専門機関との連携を行う。

(3) 送迎サービス

- ・保護者による送迎が難しい場合は、特別支援学校や地域の学校、自宅まで迎えに行き、事業所への送迎を行う。また、保護者や利用者の事情によっては、事業所から自宅までの送迎を行う。

(4) 移行支援

- ・他事業所へ移行する際には、移行先に情報提供を行い、引継ぎを行う。

(5) 安全管理

- ・活動開始前の安全点検の実施
- ・災害時避難訓練及び緊急時対応訓練の実施（法人内の他事業所と連携して行う）

(6) その他

- ・利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者一人一人に合わせた意思決定支援を行うよう努める。
- ・利用者が着替えをする際には、男子と女子との部屋を分ける配慮を行う。また、介助においても、女子利用者に対する着替えや排泄介助は同性職員が介助をするよう配慮する。

4. 職員の処遇

(1) 職員構成

管理者／児童発達支援管理責任者 1名（兼務）

保育士 5名

児童指導員 1名

事務員 1名

送迎職員 3名

※他事業所との兼務あり

(2) 職員会議

会議名	内容	回数
ステップ職員会議	事業所の職員（全員参加の場合と代表者のみで行う場合とがある）による会議 ・活動計画 ・子どもや保護者の様子や課題の共有	月3～4回

	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待や身体拘束等の検討 ・安全管理、災害対策、衛生管理等の検討 ・業務改善等の検討 ・研修報告、学習 ・その他 	
学童職員会議	事業所の職員全員と恵の実っ子クラブ職員との合同の会議 <ul style="list-style-type: none"> ・法人全体の共有事項 ・恵の実っ子との情報共有や活動計画 ・その他（学習など） 	月 1 回
ホップステップ会議	福祉事業所の各代表者による会議	年 2 回以上
虐待防止・身体拘束適正化委員会 感染対策委員会	委員会のメンバーによる会議	年 2 回以上

(3) 研修計画

職員一人一人の資質向上計画を作成する。それに基づいて適切な研修へ参加できるように勧奨する。研修後は、書面での報告を行うと共に、会議にて職員間で共有する。職員の研修履歴を作成し、職員の研修状況を把握する。

- ・強度行動障害支援者養成研修への参加。
- ・田中真介先生を講師とした法人内研修の開催（地域の人たちと学び合う）。
- ・障害の重い児童の生活の自立についての研修を企画。
- ・中学生活動の充実や就労を見通して施設見学の実施。
- ・事業所内で文献や映像を使用した学習会を実施。

(4) 虐待防止対策

虐待防止・身体拘束適正化委員会の運営。

各部署より代表者（虐待防止マネージャー）が参加する虐待防止・身体拘束適正化委員会を定期的に開催する。

4月に虐待防止に関する事業所内研修を実施。

虐待防止に関する外部研修に現場職員1名参加し、研修内容の共有を図る。

(5) 労務管理

ICTの導入等により事務作業の効率化を図る。

5. 施設管理

(1) 設備、備品関係

遊具等の設備点検、施設内全体の安全点検…療育開始前に毎日実施。

トランポリンの修繕、建物の塗装メンテナンスの実施

園庭や畑の草取り、芝生の管理。

中学生の居場所づくり、新たな更衣室の設置。

肢体不自由児に合わせた、生活のしやすさの工夫。

子どもの年齢や特性に合わせた環境的配慮や生活空間の工夫、備品の充実を図る。

建物内の季節に合わせた装飾を定期的に行う。

(2) ステップ棟の安全対策

非常災害時の業務継続計画を基に、地震時の安全対策や必要品の備蓄を備える。

(ピアノの固定、事務所内のキャビネット等の固定、備蓄の必要量の検討等)

法人全体での避難訓練(年2回以上)や引き渡し訓練(年1回)の実施。

事業所独自での避難訓練、緊急時対応訓練を計画的に実施(年4回以上)。

(3) 衛生管理、業務継続計画

必要な委員会を定期的開催し、指針や計画の見直しを行う。

研修や訓練の企画・運営を行う。

6. 保護者に向けて

(1) 子育てをする上での課題の聞き取りと必要な助言

家庭での様子を丁寧聞き取り(アセスメント)、子育ての大変さを共有する。家庭での困りごとについての工夫や、子どもの家庭での課題などを保護者と一緒に考えていく。

父親や兄弟姉妹、祖父母など、家族全体の情報を聞き取り、家族全体の課題を一緒に考えていく。

(2) 日々の事業所での様子を保護者に伝えていく

お迎えの際等に保護者と話をする時間をつくる。職員が声をかける保護者が偏らないよう配慮する。保護者の様子に合わせて、やりとりノートを活用する。事業所での様子が分かりやすいよう、様子を見て映像や写真等を使用する。

(3) 保護者の療育活動への参加

集団の中での子どもの姿をみてもらうこと、職員の関わりを見て子育てのヒントを得ること、保護者が実際に保育を体験することで、子育てで大事なことを実感することを目的として行う。

(4) ステップくん茶話会の運営

茶話会を年に6~8回実施。

保護者が日頃感じている疑問や、子育ての不安などを出し合うこと、また子どもの捉え方や発達について学ぶ場とする。

将来への展望がもてるよう、学習の機会(OBを呼んでの学習会)を設ける。

保護者の多様なニーズに応えていけるよう、茶話会の実施の仕方を工夫する(対

象となる保護者のグループ分け、参加しやすい日程調整、茶話会の内容の工夫、茶話会年間予定の作成など)

保護者にホップくんの保護者へのアドバイザーとして、ホップくんの茶話会にも参加をしてもらい、縦のつながりを作っていく。

保護者代表の役割を明確化し、茶話会の内容を一緒に検討したり、保護者交流を目的とした活動の企画を保護者と一緒に行っていく。

(5) 家族同士の交流の場の提供

兄弟姉妹の支援も含めて、家族同士が交流し合う行事の企画や実施（夏祭り、忘年会等）。

(6) 子どもを支援する輪を広げるための橋渡し

保護者の状況に配慮しながら、法人内の他事業所の保護者との関係性が広がり、保護者同士のつながりが広がっていくよう、橋渡しを行う。

保護者の状況に応じて、恵の実っ子クラブの交流している学年で行われる学年会に参加をする。年に2回以上実施。必要に応じて学年会の後、学年会で話し合われた内容について個別にフォローを行う。

子どもや保護者の状況に応じて、恵の実っ子クラブとの合同の行事に参加する。保護者の交流の場とするとともに、子育てを学ぶ場とする。

(7) 紡ぐ輪の運営補助

子どもの将来への展望が持てるよう、障がいをもつ子どもの就労などについて学ぶ場とする。また、保護者同士が交流を深めながら、また楽しみながら、就労に向けての活動をしていく。

(8) 個別面談

年に2回以上行う。個別支援計画をもとに、モニタリングを行う。また、日常の様子を、映像等を使用して保護者に分かりやすく伝える工夫をする。

(9) 子どもの最善の利益の保障

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者及び保護者の意思を確認し、その意思をできる限り尊重するよう努める。

(10) 苦情受付

- ・ 苦情受付窓口・苦情解決責任者を設置し、苦情に対し適切に対処する。
- ・ 年1回アンケート、自己評価を実施し、保護者の意見を業務改善につなげる。

7. 地域社会との連携

(1) 放課後等デイサービス連絡会への参加

豊川市の放課後等デイサービス連絡会に参加をし、他の事業所と情報共有を行うとともに連携をし合い、地域の課題を共に考え合っていく。

(2) 白川を愛する会への参加（職員と利用者・保護者）

コスモス植え、河原の草取り等の作業を通し、地域社会との繋がりを深める

(4) 紡ぐ輪主催のマルシェに参加し、地域の方を含め、いろんな人とのつながりを作

っていく。事業所の活動内容等を、地域の方などに伝える場とする。

(5) 実習生、ボランティアの受け入れ

福祉系大学との関係を築き、ボランティアや実習生の受け入れを呼び掛けていく。

8. その他

・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における改定内容を把握し、必要な体制整備を行うと共に、利用者や保護者へのサービスの質を向上させることで収益の維持及び向上につなげられるよう努力する。

・法人の中期計画の通り、18歳以降の障がいを持つ方の、「共に生きる居場所づくり」に向けて、地域福祉のニーズを調査し、具体的に事業内容の検討・計画を行う。

公益事業 恵の実っ子クラブ

◇ 定員： 学童児 40名

◇ 開所時間：

平日 放課後～午後17時45分

学校休業日 午前8時30分～午後16時45分

※社会福祉法人恵の実が実施する福祉事業に併せ、土曜日、日曜日に保育を行うことがあり、活動の内容及び目的により、開所時間を延長又は短縮することがある。また利用者の要望に応じ、上記時間帯前後に早番・遅番による受け入れを行う。

1. 保育目標

- ・ 主体的に生活を作り、自律へと向かえる生活力を育てる。
- ・ 自由な心とそれを支える自由な身体をつくる。
- ・ 大自然を楽しむ力を育てる。
- ・ 教える力を育てる。
- ・ 自ら学ぶ力を育てる。
- ・ 自ら危険を回避できる感覚を育てる。
- ・ 表現活動を楽しむ。
- ・ どんな状況の中でも希望を見出していける楽天性を育てる
- ・ 仲間の中で意見を出し合い、集団的に解決していける自治能力を育てる。
- ・ 様々な人との関わりを通じて、その生き方を学ぶ。

2. 児童の処遇

(1) 豊かに伸びていく可能性を秘めている子どもたちが、各年齢を豊かに生活し、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うための保育を実施する。また、0歳から大人まで共に育ち合うということを根底におき、次の諸事項を目指す。

- ① 十分に養護の行き届いた環境の中で、安心をもって保育できるよう努める。
- ② 健康・安全など生活に必要な基本的な習慣や自分でできる力を養い、心身の健康の基礎と自律心を培う。
- ③ 仲間との関わりの中で人に対する愛情と信頼感、そして多様性を理解し、人権を大切にすることを育み、自主・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
 - ・ 同学年の仲間
 - ・ 異学年との仲間
 - ・ 園児との交流
- ④ 自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心や思考力の基礎を培う。
- ⑤ 生活の中や豊かな文化の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や豊かな言葉を養う。
- ⑥ 様々な体験を通して豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培う。

⑦ 学童の活動に、園児世帯保護者の参加を広く呼びかけ、大人も体験を通して感性を磨き、学齢期の育ちを知る機会を作る。

⑧ 保護者の心の安定や学びの場の提供し、子育てを支援する。

(2) 健康管理

・必要に応じて、児童の通院する医療機関と連携し、利用者の健康管理や発達に関する情報共有をしていく。

・緊急時に備え、職員の心配蘇生、AED訓練等を行う。

3. 安全管理

- ・ 災害時避難訓練及び緊急時対応訓練の実施（法人内の他事業所と連携して行う）
- ・ 緊急時の保護者への引き渡し訓練の実施

4. 職員の処遇

(1) 職員構成

事業所長 1名

指導員 1名

送迎 1名

事務員 1名 ※他事業所との兼務あり

(2) 職員会議

会議名	対象	回数
恵の実っ子会議	事業所の職員 ・活動計画 ・子どもや保護者の様子、課題の共有等	毎月1回
学童職員会議	法人全体の共有事項 ステップくんとの情報共有や活動計画 その他（学習等）	毎月2回

(3) 研修計画

職員個別の研修計画を作成し、それに基づき適切な研修へ参加できるよう勧奨する。

(4) 虐待防止対策

4月に虐待防止に関する事業所内研修を行う。（法人内の他事業所と連携して行う）

(5) 労務管理

ICTの導入等により事務作業の効率化を図る。

5. 施設管理

(1) 設備関係

芝生の管理、倉庫の管理、児童の安全確保に合わせた環境整備を行う。

(2) 備品関係

学齢に合わせて保育教材を定期的に見直し、入れ替えていく。

行事用のテントの購入。

6. 保護者に向けて

(1) 日々の様子を丁寧に保護者に伝えていく。

送迎の際に保護者と話をする時間をつくる。直接話をする事が難しい保護者には、メールや電話で、児童の様子を伝えていく。

(2) 学年会・報告会の実施（年間5回以上）

子どもの様子の共有から、職員と保護者の学びにつなげていく

(3) 学童親の会に職員も出席し、情報を共有する（年間3回）

(4) 個別面談の実施

保護者の希望や児童の状況により、必要に応じて実施する。

(5) 保育活動への参加

保護者が引率や体験として保育活動への参加を促すことで、保護者同士の交流を深め、学びの場としていく。

(6) 苦情受付

苦情受付窓口・苦情解決責任者を設置し、苦情に対し適切に対処する。

7. 地域社会との連携

(1) 白川を愛する会への参加（職員と児童・保護者）

コスモス植え、河原の草取り等の作業を通し、地域社会との繋がりを深める。

(2) ボランティア、実習生の受け入れ

卒所生等に声をかけ、ボランティアや実習生を積極的に受け入れていく。

恵の実っ子クラブ 一時預かり事業

◇ 定員： 学童児 20名 、未就学児 10名

◇ 開所時間：

学童児 平日 午前 8時30分～午後17時45分

学校休業日 午後14時30分～午後17時45分

未就学児 平日 午後14時30分～午後16時30分

1. 事業の目的および内容

- 恵の実「ホップくん」または恵の実「ステップくん」の利用児で、保護者の就業や通院、面談のため、家庭において保育を受けることが困難となる場合において、一時的に預かり、必要な保護をおこなう。
- 豊かに伸びていく可能性を秘めている子どもたちが、豊かに健やかに生活し、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことを目標とする

2. 保育目標

- ① 十分に養護の行き届いた環境の中で、大人たちに十分愛され、安心して生活できるよう努める
- ② 健康・安全など生活に必要な基本的な習慣を養い、心身の健康の基礎を培う
- ③ 人との関わりの中で人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育み、自主・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う
- ④ 自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心や思考力の基礎を培う
- ⑤ 生活の中や豊かな文化の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や豊かな言葉を養う

法人本部

1. 重点目標

- ① 現場職員が福祉事業に専念できるよう、事務の省力化・効率化を図る
- ② 働きやすい職場環境の整備を図る
- ③ 中期計画の実現に向け、資金面の体制強化を進める

2. 実施事項

① 法人運営

- ・ 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会を必要に応じて開催する。
- ・ 執行理事会、事務担当者会議を月 1 回開催し、法人運営と意思決定の手続きを支援する。

② 会計管理

- ・ 経理規程に基づき、税理士の指導を得て、適正な会計管理を行う。
- ・ 各事業所予算管理者と情報共有を適宜行い、予算管理を徹底する。
- ・ 将来の施設整備や修繕に備え、計画的な積立支出を行う。
- ・ 業務効率化による経費削減を推進する（ICT 化等）。

③ 労務管理

- ・ 総合的な人事管理制度の整備を行う。
- ・ 法改正や労務環境改善のため、就業規則や諸規程の見直し・整備を行う。
- ・ 各種規程、制度について分かりやすい資料を作成し、職員の理解を深める。また制度の活用を促す。
- ・ シフト管理システムを導入し、シフト作成・勤怠管理の省力化を図る。
- ・ 雇用関係の助成金を活用し、労務環境改善を実施する。
- ・ 衛生委員会を月 1 回開催し、職員の衛生管理体制を強化する。

④ 施設・環境・備品の管理と整備

- ・ 各事業所の要望・整備計画に基づき、計画的な整備を実施する。
- ・ 業務継続計画（BCP）の元、施設における災害時の対策を行う。
- ・ 備蓄品の見直しを行う。
- ・ 長期的な施設の修繕計画を作成する。
- ・ 積立や助成金により、計画的な資金の確保を行う。

⑤ 各種届出・報告の実施、情報公開

- ・ 期日までに、財務状況入力システム、障害福祉サービス等情報公開システムへの報告を行う。
- ・ 各種公開情報については更新の都度、法人ホームページで公表する。

⑥ 所轄庁による監査

- ・ 監査が円滑に行われるよう、日頃より規程や帳票類を整備する。
- ・ 改善・指摘事項については、速やかに対策を検討・実施する。

⑦ 調査研究

- ・ 関連法令、経営に関する研修を積極的に受講し、社会動向、法制度改革の流れを把握することで、理事会の意思決定をサポートする。
- ・ 月刊誌 WAM の定期購読を行い、福祉施設の経営に関する情報を収集する。